

大阪府庁POS 手数料¥17,600-



覚醒剤原料製造業指定申請

覚醒剤原料製造業者指定申請書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、
覚醒剤原料製造業者の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

近畿厚生局長 殿

製造所の所在地及び名称	(TEL :)
製 造 品 目	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 収入印紙は、消印してはならないこと。
- 4 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 製造品目欄には、一般的名称を記載すること。
- 6 参考事項欄には、申請者が覚醒剤取締法施行規則第 9 条第 1 号から第 3 号までに規定する者のいずれに該当するか^{の別}及び当該各号に規定する者のいずれに該当するか^{の別}並びにその業種名その他参考となるべき事項（覚醒剤原料製造業者にあつては、その製造工程、設備及び能力の概要等）を記載すること。